

自治協議会は、校区の住民の皆さんの手で設立されます。まずは校区で話し合い、名称や組織、活動内容などを決めて、区長に「自治協議会届出書」を提出します。

区長は、次の要件を満たす場合に「自治協議会」として登録します。

<自治協議会の設立要件>

- ① 組織及び運営に関し、次の要件を備えた規約を有すること
 - 役員の民主的な選出
 - 協議による意思決定
 - 自主財源の確保
 - 事業計画・予算作成および執行の透明性
 - 会計処理の透明性

- ② 校区内のおおむね8割以上の自治会・町内会のほか、次に掲げる各種団体などにより構成されたものであること
 - 以下の8つの各種団体（組織されている場合のみ）

■ 校区交通安全推進委員会	■ 校区体育振興会
■ 校区男女共同参画協議会	■ 校区青少年育成連合会
■ 校区ごみ減量・リサイクル推進会議	■ 校区献血推進協力会
■ 校区衛生連合会	■ 校区自主防災組織